



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則
(県営競技事務所)

○埼玉県小型自動車競走実施規則の一部を改正する規則
(県営競技事務所)

規則

(県営競技事務所)

一

(県営競技事務所)

一

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十四号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則(昭和三十八年埼玉県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

第七十五条中「第七十二条」を「第七十三条」に改め、同条を第七十六条とする。

第七十四条を第七十五条とし、第七十三条を第七十四条とし、第七十二条を第七

十三条とし、第七十一条の次に次の一条を加える。

(払戻率)

第七十二条 法第九条第一項の競輪施行者が定める率は、百分の七十五とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(埼玉県自転車競走電話投票実施規則等の一部改正)

2 次に掲げる規則の規定中「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

一 埼玉県自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年埼玉県規則第八十一号)第一条

二 埼玉県自転車競走在席投票実施規則(平成十六年埼玉県規則第二十八号)第一条

埼玉県小型自動車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十五号

埼玉県小型自動車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県小型自動車競走実施規則(昭和三十七年埼玉県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十六条」を「第九十七条」に改める。

第九十六条中「第九十二条及び第九十三条」を「及び第九十二条から第九十四

条まで」に改め、同条を第九十七条とする。

第九十五条を第九十六条とし、第九十四条を第九十五条とする。

第九十三条中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同条を第九十四

条とする。

第九十二条の次に次の一条を加える。

(払戻率)

第九十三条 法第十二条第一項の小型自動車競走施行者が定める率は、百分の七十五とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(埼玉県小型自動車競走電話投票実施規則の一部改正)

2 埼玉県小型自動車競走電話投票実施規則(平成三年埼玉県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十六条」を「第九十七条」に改める。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 〒330-0801 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)